

登録・認証制度とは

制度の目的

総合型クラブが地方自治体等とパートナーシップを構築し公益的な事業体として役割を果たしていくため、活動実態や運営実態、ガバナンス等についての要件を基準とする登録・認証制度を整備する。

「スポーツ実施率向上のための中長期的な施策」（令和元年8月7日スポーツ庁長官決定）

制度の背景

【平成29年3月「第2期スポーツ基本計画」スポーツ庁】

国は、日体協、総合型クラブ全国協議会、JSC及び地方公共団体等と連携し（中略）総合型クラブの登録・認証等の制度を整備する。

【令和3年4月「第2期大分県スポーツ推進計画」大分県教育委員会】

④総合型クラブの自立と「登録・認証制度」への対応に向けた支援

関係団体と連携して中間支援組織を構築し、総合型クラブの自立に向けた「登録・認証制度」への対応を支援します。

- ・総合型クラブの継続性や透明性、公益性を高めるための法人格の取得支援
- ・関係団体と連携した中間支援組織の構築と機能の充実
- ・「登録・認証制度」の周知と登録に必要な要件整備への支援
- ・市町村に対する登録のための環境整備への支援の働きかけ

制度の実施主体

（公財）日本スポーツ協会（総合型クラブ全国協議会）

※大分県内に関する業務主体は（公財）大分県スポーツ協会

「登録」と「認証」について

登録・・・総合型クラブ全国協議会が定める登録基準を具備していると認めるクラブを登録クラブとして認定する。

※ただし、R4年度においては当該制度が移行期間であることから、登録基準の具備に関わらず、全ての申請団体を「予備登録クラブ」として認定することとする。

認証・・・総合型クラブ全国協議会が定めるタイプ別の認証基準を具備していると認められる登録クラブを認証する。

（令和4年4月1日現在、認証制度については未整備）

登録認証制度に関する内容（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>



登録・認証制度とは

登録期間

申請年の11月1日～翌年の10月31日
※申請から認定までの具体的なスケジュールは別添記載の通り

登録料（1クラブあたり）

（公財）日本スポーツ協会に納める登録料：5,000円（年間）
（公財）大分県スポーツ協会に納める登録料：令和4年度は予備登録のため0円

※令和5年度以降の大分県スポーツ協会に納める登録料については、大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会常任幹事会にて毎年定める。

（「（公財）大分県スポーツ協会大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程（案）」第10条）

【参考】日本スポーツ少年団における登録料

（単位：円、一人あたりの年間額）

区分	県本部に納める登録料	内 訳		
		日本本部登録料	県本部登録料	市町村本部登録料
団員	500	300	200	別途設定
指導者 役員・スタッフ	900	700	200	

登録のメリット

組織名	メリット
総合型クラブ	◎全国的な総合型クラブに係る運営・経営情報を入手することが出来る。 ◎「（公財）日本スポーツ協会公認」となることで、社会的な信用を得ることが出来る。 ◎市町村をまたいだ活動を行う際に、拠点としていない市町村スポーツ担当課への説明が容易となる。 等
市町村スポーツ担当課 または 市町村体育・スポーツ協会	◎県内他クラブの把握が容易 ◎補助金施行時の経理ガバナンスが最低限担保される。（登録申請時にガバナンスを問うことから） ◎総合型クラブと地域クラブの線引きが容易になる。 →公認総合型クラブに特化した事業構築の可能性 ◎市民からの総合型クラブ新規設立相談の際の回答の明確化 等